

パネルディスカッション『市町村のあり方を考える～地域が主役のまちづくり～』

ところで判断ができる窓口業務等、そして、市長は四つ全てにはおられませんから、そこには市長の代理をするセンターロー長という部長級の職員を今四人配置しています。彼らは、私に代わって地域の課題を判断し、即決しています。当然、彼らが持っている予算の裁量権も他の部長とは違うものを持つてもらいながら地域の自治、あるいは地域の振興、課題解決に当たつてもらう。そういう分庁方式の自治センター方式というのを今、取っています。口で言うとうまくいっているように聞こえますけど、現実は日々ぶつかり合いがあります。

私は、四つの分庁を一緒にする必要は全く無いと思います。旧伊吹町のエリアで判断したことと現米原市で判断したこととが大きくずれていても構いません。そのことを認め合う米原市のあり方でいいのではないかと思います。多样性がある、違いがある、個性がある、このことを認め合うまちを創つていこう、そのことを言えば議会も、区長会も、今、そんなに大きな議論は出でていません。誰かが力づくりで、欲得で補助金をがんがん取つてているというような実態はありません。必要なことを区長も、そして団体も要求しておられます。そのことを変な物差しを作つてしまつて、こうでなければならないというふつかり合いをするよりも、そのことを認め合いながら、場合によつてはこれは三年限度ですよという決め方も含めてやつていく、そういう形で分庁方式をやつています。

さらにもう一つ申し上げると、たまたま私は無投票で市長にさせてもらいました。これも先ほどの大森先生の話を聞いて、もう一度確認したんですが、旧の四町の首長さんは全て選挙に出ないということ、ぎりぎり色々な課題はありましたけれど、結果としては、私は合併事務局長をやつていたんですが、事務方をやつていた私が市長をやらせて欲しいということを表明したと同時に、四人の町長さんはやれということになりました。このことも、この三年間やつてきた上では大きな励みになっています。そういう点では、早く一体化をして、新市で、頑張った結果を出したいというのは、議会や、当時関わられた合併関係者との関係

の中で、厳しいですけど、私は良い仕事をさせてもらつているという思いであります。

そういう中で言いますと、ある意味、そんなにしがらみがありません。だから、例えば地域の公共交通にしても、それぞれ過疎地は抱えていますし、バスの無い地域も抱えています。そういう点では、実は旧米原町で、「まいちゃん号」という形でデマンド方式のタクシーを使ったバスを運行しているんですが、そこで一定の成功事例があります。それを、今までバスコースが無かつた旧近江町エリアにこの一〇月から入れることにしました。そういう点では、地域の成功事例を新市の他のエリアに広げていける。

合併効果の中で、ここで出来た小さな単位のまちづくりの動きを、少し大きくなつた、私共で言えば、四倍になつた中で四分の一の成果を四分の三に広げていく、このことでも、先程大森先生が、「満足度ではない、納得度だ。」とおっしゃいましたけど、まさに市民に納得してもらえる施策がしがらみなく打てる状況が合併の効果として生まれています。

さらに申し上げれば、私も旧米原町の職員として仕事に関わっていましたからそんな言い方は不遜ですが、うんざりするほどの公共施設を旧町で持つていました。それを一つの市が抱えています。私は即座に指定管理者制度を導入し、「公共施設を公だけが担う時代は終わりました。この施設を利用している市民の皆さんや団体がこの施設の管理と運営を担つて欲しい。」という形で進めました。お陰様で、今、私達のまちの殆どの公共施設は市民、そしてNPO、ボランティア団体が指定管理者制度の管理者となつて、運営を担つて欲しい」という形で進めました。お陰様で、二〇代の今までの利用者の人達がNPOを立ち上げて、公民館の館長になり、従来の公務員がやつていたやり方とは全く違うやり方で公民館の運営をしてくれています。そういう意味では、市民が公共、サービスを担うことが出来ると

自治のあり方は変わる。公だけが公共サービスを引き受ける時代ではない。」ということを先駆けてやつていただける、そんなまちづくりを進めさせてもらつています。

もう一点、実はそのことのルールの決め方としても米原市は滋賀県内でも極めて早いと思つていてるんですが、自治基本条例ということでもちづくりの憲法という形で条例を作らせてもらいました。このことの根本は、行政と、そして市民と事業者、この三者がパートナーシップ、協働の関係を持つて全ての責任と全ての義務を果たし合いましょう」というまちづくりルールを作りました。私にとつてはそれほど迷う必要が無いんです。あらゆる施策、あらゆる運営判断が、この行政の果たすべき役割、市民が果たすべき役割、あるいは事業者、民間の果たすべき役割、それぞれが本当に果たし合えているかどうかを見極める。そして、そのことを議会に説明する。議会はそのことをしっかりと審議する。その方式の中で、まちづくりの一定の政策は動いていく、そういう基礎にもなつています。

そういう意味では、自治基本条例も含めて、私達は合併することによって新しいルールを持つことが出来た。そして、そのルールに基づいた大きな市民の動きを作り始められたという点では、合併で本当に自治体の形が変わると私は思つていました。実は、自治体の形が変わるのでなしに、市民の動きが変わり始める、そういうきつかけになるという点では、是非ともこの動きは更に大事に作つていきたいし、これは単なる出発点であつて結果ではありませんので、本当に市民自治が出来る市民主体のまちづくりに、まだまだ十分ではあります、どう積み上げられるかどうかというのが本当の合併効果であり、成功事例が作られる道のりの途についたという状況に現在あるということを報告させていただきます。以上であります。

【土谷】ありがとうございました。米原市の事例について、熱弁を振るつていただきました。

今お話にありました市民の、事業者の、市の協働というところに成功しています。そういう意味で、私は「米原モデル、合併モデルは使えるよ。市民が本気になつたら地方

パネルディスカッション『市町村のあり方を考える～地域が主役のまちづくり～』

我が事ばかりではなくて、人様のためにお役に立つような子供になりなさいと躾けられた覚えもございますよね。情けを人にかけるということは、結局回り回つていい社会を作れば、子や孫にも豊かな社会が残せるんだということでも、やっぱりおじいちゃんやおばあちゃんからずっとと言われてきたような気がします。あるいは今、地域を誰と誰がどういうふうに担つていくのかというときに、持ちつ持たれつというような言葉もございました。これが今言つている協働ということじやないかと私は勝手に解釈しています。ですから、やっぱり世のため、人のためにそれぞれが出来ることからやつしていくという活動がじわっと社会に今広がっている。

なぜこんなにNPOが急増するか。右肩上がりに、法人格まで取つて頑張ろうというNPOが日本全国で三万を超えてました。奈良県でも二四〇あります。その一〇倍ぐらいの法人格を持つていない活動が、今、非常に元気が良い訳です。地域おこし、まちづくり、支え合い、悲しい人、寂しい人を出来る人が手助けしましようという本当に豊かな市民活動が全国津々浦々に広がっている。これは、やはりみんながお互いに少し前に戻つてそういう社会を作つていましようという証拠だと思いません。ですから、これから市町村合併があつてもなくとも、非常に厳しい自治体経営、運営というよりも経営が求められる時代に誰がその担い手になるのか、しっかりと自治力を持った住民が自分たちのことをやつしていく。先導的に行政が出来ないことを穴埋めするだけではなくて、二〇年、三〇年後の未来を見越した、ビジョンを持つた活動というのが始まつている訳です。これからまちづくりを考えられますときに、毛嫌いをなさずに、ぜひその地域で活動するボランティアやNPOとしつかり話し合つて組んでいっていただきたい。ちょっとP.R.になりましたけど、そう思つております。

【土谷】ありがとうございました。現場の話をいろいろお聞きいたしました。色々な取り組み、研究がなされている訳でございますが、ここで、一八一年一二月の地方分権改革推進法から一九年四月の地方分権改革推進委員会、そし

て、先程大森先生のお話に出ましたように29次地方制度調査会等、色々な制度改正が審議されております。これらの国際化や考え方はどうなのかというところを総務省自治行政局合併推進課長の室田さんにお聞かせいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

【室田】先程来、市民の立場のお話が続いた訳ですけれど、ぐつと視点を変えまして、政府の立場から少し合併についてお話をさせていただきたいと思います。

合併推進課という名前ですので、合併をまさに進めていくところですけれど、先程もありましたが、政府は決して合併を強制している訳ではありません。自主的な合併を推進するというのが、まさに政府の考え方であります。合併を推進する前に三、二〇〇余り市町村があつたのですが、

今、市町村を巡つて、あるいは地方行政を巡つて非常に大きな議論が三つの審議会等で行われております。一つが分権改革推進委員会であります。もう一つが道州制ビジョン懇談会、そしてもう一つが、先ほど大森先生からご紹介がありました第二九次地方制度調査会であります。

地方分権推進委員会というのは、国と地方の役割分担でありますとか、地方分権について議論するところでございまますし、道州制ビジョン懇談会というのはまさしく道州制について議論するところでございます。また、地方制度調査会は、どちらかといえば市町村を中心分権型になつてきましたので、また時間があるときに触れたいと思います。地方分権推進委員会でございますが、昨年の末に地方分権推進改革法というのが成立了しまして、この四月からスタートしました。精力的な審議が行われまして、五月に基本的考え方というものが示されています。その基本的考え方には基本原則というものがありまして、基本原則の



総務省自治行政局合併推進課長
室田 哲男 氏

1959年兵庫県生まれ。
1984年東京工業大学大学院（社会工学専攻）修了。
旧自治省入省
1991年富山県地方課長・財政課長、自治省財政局公営企業第二課課長補佐、自治省財政局地方債課課長補佐、大阪市経済局参事、宮内庁長官官房参事官などを経て
2004年福岡県総務部理事兼総務部次長
2007年7月より総務省自治行政局合併推進課長就任。
著書に「歐州統合とこれからの地方自治」日本法制学会、
「地方交付税 何が問題か」（共著）東洋経済新報社